

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し平成 31 年 4 月 5 日付けで行った、法 5 条 1 項及び法施行規則 18 条の各規定に基づく特別児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の取消しを求めている。

患者本人は自らの障害を抱えながら生活しており、医師 1 人だけでなく、看護師やワーカーさんの力も貸りつつ生活している状態である。そのため、なるべく本人への負担をかけないこと。なにかしら支援を受け、生活の質を向上させたい。であるから、本件処分は不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年9月12日	諮問
令和元年10月29日	審議（第38回第4部会）
令和元年11月26日	審議（第39回第4部会）
令和元年12月24日	審議（第40回第4部会）
令和2年1月28日	審議（第41回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 特別児童扶養手当は、法3条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等において、法5条1項の規定に基づき都道府県知事の認定を受けた当該父又は母等に対して支給されるものである。そして、支給要件に該当すべき「障害児」については、法2条1項において、「20歳未満であって、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」とし、同条5項は、障害等級は障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は政令で定めるとしている。

(2) これを受けて、政令である法施行令は、1条3項において、法2条5項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、政令別表に定めるとおりとし、政令別表において各級の障害の状態を定めている。

(3) また、政令別表に該当する程度の障害の認定基準として、認定要領が定められており、さらに、認定要領の別添1において、各傷病別の具体的な障害程度認定基準（以下「認定基準」という。）が定められている。

法39条の2の規定は、法に基づき都道府県が処理することとされている事務は法定受託事務であるとしているところ、認定要領及び認定基準は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

(4) 認定要領では、障害の認定について、以下のように定めている（ただし、精神の障害に関連する部分のみを引用する。）。

ア 認定要領2・(3)では、精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこととしている。

そして、認定要領2・(3)・アは、政令別表における1級の「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、精神上若しくは身体上の能力が欠けているか又は未発達であるため、日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のものをいうとし、例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねべ

ッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲が就床病室内に限られるものであるとしている。

また、認定要領 2・(3)・イは、政令別表における 2 級の「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうとし、例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものであるとしている。

イ 認定要領 2・(4)は、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うこととしている。

ウ 認定要領 2・(6)は、各傷病についての障害の認定は、認定基準により行うこととしている。

なお、本件児童の障害の状態は、本件診断書が様式第 4 号（知的障害・精神の障害用）であることから、認定基準第 7 節「精神の障害」に基づいて行うこととなる。

(5) 認定基準第 7 節・2 においては、精神の障害は、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」、「気分（感情）障害」、「症状性を含む器質性精神障害」、「てんかん」、「知的障害」、「発達障害」の 6 つに区分するとしている。

そして、本件児童の場合、本件診断書によると、「障害の原

因となった傷病名」欄に「自閉症スペクトラム障害」と記載されていることから、認定基準のうち、発達障害に関するものを挙げると以下のアないしウのとおりである。

なお、本件児童の知能指数はIQ77（WAIS-Ⅲ）となっているが、認定基準第7節・2・D・(2)では知的障害における障害程度について、「知能指数がおおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる」とされていることから、「知的障害」には該当しない。

ア 認定基準第7節・2・E・(2)は、「発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。」としている。

イ 同(3)は、発達障害における障害の程度について、各等級に相当する障害の状態として、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」を1級と、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」を2級としている。

ウ また、同(4)においては、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」としている。

(6) 法施行規則1条は、法5条の規定による特別児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手

当認定請求書に、支給対象障害児が法2条1項に規定する状態にあることに関する医師の診断書等を添付して、知事に提出すべき旨を定めている。したがって、特別児童扶養手当の受給資格について、支給対象障害児が1級又は2級の程度の障害の状態にあるか否かに関する知事の認定は、提出された診断書の記載内容を基に、認定要領及び認定基準に照らして、総合的に判断すべきものであると解される。

2 以上を前提に、請求人の特別児童扶養手当の受給資格について、以下、検討する。

- (1) 本件診断書によれば、「発達障害関連症状」として「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」が見られ、具体的症状としては、「注意の切り換え、相互コミュニケーション、想像力、社会スキルにおいて独特の偏りがある。」とされている。そして、「意識障害・てんかん」については記載がなく、「精神症状」については、「その他（対人過敏）」に該当し、その具体的症状として、「男性が苦手でパニックを起こして混乱することがある。」とされている。「問題行動及び習癖」については、「その他（対人距離をとることが困難。依存傾向あり）」に該当し、その具体的症状として、「医療者に依存する傾向あり、頻回の電話相談や臨時受診あり。友人などと対人距離を測ることが困難。」とされ、「性格特徴」については、「依存心が強く情緒的な未熟さもうかがえる。自尊心が低い。」とされている。

また、「日常生活能力の程度」については、「食事」、「洗面」、「排泄」、「衣服」及び「入浴」は「自立」、「危険物」は「大体わかる」、「睡眠」は「時々不眠」、それらの具体的内容として、「集

団になじめない。男性が苦手。ストレスでパニックになり、適時助言が必要である。」とされている。そして、「要注意度」については、「随時一応の注意を必要とする」とされ、「医学的総合判定」は、「障害は重篤で生活に支援を要する。」とされているものの、「外来治療や電話相談などによる助言、治療が必要である。」程度の記載である。

(2) 以上の本件診断書の記載を基に、認定基準第7節・2・E・(2)に照らして、日常生活のさまざまな場面における本件児童に対する援助の必要度を勘案し、また、日常生活に著しい制限を受けることに着目して判断すると、本件児童が発達障害により「日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」(同(3))に至っていると認めることは困難であり、総合的にみても、認定要領2・(3)・イが2級に相当するものとして例示する「家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの」に至っているとまでは認められない。

(3) そうすると、本件児童の障害の状態は、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」(2級)に至っていると認められず、政令別表に定める障害等級には該当しない(非該当)と判断することが相当である。

(4) 以上のとおり、本件児童の障害の状態は、法2条5項に規定する障害の程度には該当しないものと判断されるところ、審査医も、本件診断書を基に、所見として、「知的障害については、

軽度に保たれている 意識障害、精神症状、問題行動が少ない基本的な日常生活能力が全て自立である」とし、審査結果として、法に規定する障害程度に該当しないと判断していることが認められる。

したがって、審査医の審査結果を踏まえ、処分庁が、本件児童は法2条5項に規定する障害の程度の状態にあるとは認められず、ひいては同条1項にいう障害児には当たらないとして行った本件処分について、違法又は不当なものということとはできない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、特別児童扶養手当に係る障害の認定は、上記1・(6)のとおり、法5条1項の規定に基づく認定請求の際に添付された特別児童扶養手当認定診断書を基に、法、法施行令、認定要領及び認定基準等によって行うものであり、本件児童が法2条5項に規定する程度の障害の状態にあると認められないことは上記2で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張をもって本件処分を取り消すことはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙 1 及び別紙 2 (略)